

各国の内部統制の評価基準及び検証基準 (各国比較)

(未定稿)

		米国	英国	フランス	カナダ	韓国
経営者の評価	根拠法等	●企業改革法 404 条 (2002 年 7 月) 経営者による内部統制の有効性に関する評価義務を規定 (→年次報告書で報告)	●統合規程 D. 2. 1 (2003 年 7 月改訂) 取締役による内部統制システムの有効性の検証及び株主への報告義務	●金融安全法 (2003 年 8 月) 117 条 取締役会会長による内部統制手続に関する株主総会への報告義務を規定		●株式会社の外部監査に関する法律 (2003 年 12 月 11 日) 2 条の 2 代表者が指名した内部会計管理者が、取締役会に報告することを規定
	評価基準 (フレームワーク)	●COSO フレームワーク (1992 年及び 1994 年) (なお、SEC の要請を受けて、小規模企業向けのガイダンスを 2005 年 8 月に公表予定)	●ターンパル・ガイダンス (1999 年 9 月公表) (2005 年 6 月に改訂案を公表; 2006 年 1 月より適用予定) 準拠していない場合には説明義務を負う (ベスト・プラクティス方式)	●COSO フレームワーク、又は国内の団体が作成する基準の中から企業が選択	●COSO フレームワーク、又は CoCo ガイダンス <CoCo ガイダンス> 1号-1995年11月 2号-1995年12月 3号-1999年4月 4号-2000年4月	●韓国企業支配構造改善支援センター「内部会計管理制度模範規準」 (2005 年 5 月) 中小企業については、2 年間猶予
	(内部) 統制の目的	① 業務の有効性と効率性 ② 財務報告の信頼性 ③ 法令遵守	① 業務の有効かつ効率的な促進 ② 内部報告と外部報告の質の確保 ③ 法令及び内部方針の遵守		① 業務の有効性と効率性 ② 組織内外向け報告の信頼性 ③ 法令及び内部方針の遵守	○財務報告の信頼性
	(内部) 統制の要素など	① 統制環境 ② リスク評価 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング	① 企業全体の事業リスクの評価 ② 統制環境 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング		*判断規準に包括 ① 統制環境 ② リスク評価 ③ 統制活動 ④ 情報と伝達 ⑤ モニタリング	①11 項目の運営に関する原則 (COSO の 5 要素を細分化したもの) ②5 項目の評価に関する原則

会計士の検証	根拠法等	●企業改革法 404 条 同一会計事務所による監査を規定	●ロンドン証券取引所 上場規則 12.43A 監査人によるレビュー業 務を規定	●金融安全法 120 条 会計監査人による内部統 制手続に対する検証を規 定	/	●株式会社の外部監査に 関する法律 2 条の 3
	検証基準 等	●PCAOB 監査基準 2 号 (2004 年 3 月)	●監査実務審議会による 監査人のレビュー業務指 針 (2004 年 12 月)	●商法 225-235 条 (2003 年 8 月) 監査手続の規定はない。	●監査・保証基準審議会 保証基準 (最終草案) (2005 年 4 月公表; 4 月 以降に終了する事業年度 から適用する予定) ※米国の PCAOB 監査基準 2 号をほぼ踏襲	●内部会計管理制度レビ ュー基準 (2005 年 5 月) 中小企業については、2 年間猶予
	監査手続 及び 監査報告	①経営者による内部統制 報告書に対する監査 ②会計士による内部統制 の有効性に関するダイレ クト・レポート(直 接報告業務) ※積極的保証業務	○経営者による内部統制 報告書に対するレビュー 業務 ※消極的保証業務	○経営者による内部統制 報告書の情報及び経営者 の言明の確認と、内部統 制手続の検証 財務諸表監査報告書の添 付書類 ※消極的保証業務	①経営者による内部統制 報告書に対する監査 ②会計士による内部統制 の有効性に関するダイレ クト・レポート ※積極的保証業務	○内部会計管理者による 内部会計管理制度評価報 告書に対するレビュー業 務 財務諸表監査報告書にお いて、レビュー業務の結 論を報告 ※消極的保証業務